

アフター
保証書付物件



保証
期間

2年間

様

発行No. 00000000

平成○年△月□日

保証書

下記マンションに関し、裏面の「アフターサービス基準書」に基づき、アフターサービス保証致します。

物 件 名 : ABCマンション
号 室 : 101号室
お 引 渡 し 日 : 平成○年△月□日

記

- 1.保証期間: 引渡し日より起算し、各項目「アフターサービス基準書」記載期間を保証期間といたします。
※保証期間内において対象物件を第三者に売却された場合、これをもって保証期間満了といたします。
- 2.対象項目: 裏面「アフターサービス基準書」に記載の通りといたします。
- 3.保証内容: 対象項目に該当する事象が発生した場合、無償にて補修いたします。

<特記事項>

- 1、設備等に、経年変化及び使用に伴う性能低下・キズ・汚れ等がある場合があります。
- 2、販売図面等と異なる箇所は、現況優先とさせていただきます。
- 3、本物件は既存の室内を新規内装したものであり、一部の部材につきましては再利用している場合があります。
- 4、専有部分内における給排水管の交換工事を行う場合、施工上可能な範囲のみを交換しております。
また、当該マンションの管理規約の定めに関わらず、コンクリート埋設部分、及び、スラブ貫通部分は含みません。
- 5、保証対象外箇所の経年劣化に伴う性能低下・キズ・汚れ等に関する修理・点検・交換は、買主様による実費負担となります。また、保証対象箇所であっても、使用方法が原因である場合は、上記同様買主様の実費負担となります。

<免責事項>

- 本アフターサービス基準は、次の事項を適用除外といたします。
- 1、通常の用法以外の使用上の不注意、維持管理不十分による場合。
 - 2、汚れ・キズ・破れ。
 - 3、天災地変（地震・火災・風・水・雪害等）、電波障害、その他（結露・カビ・錆び等）売主の責めに帰すべからざる原因により発生したもの。
 - 4、引渡後に買主様による改築等が行われた場合、その部位・設備及び関連する箇所。
 - 5、「アフターサービス基準書」の記載内容に関わらず、当該マンションの管理規約において共用部として定められている部位・設備。また、共用部分側に原因があるインフラ系（電気、ガス、水道、通信、電波等）の不全箇所。
※原則として、共用部分に該当する可能性がある箇所は、施工工事を致しておりません。